

募集期間

※予算がなくなり
次第終了します。

2019

5/7

火

~

2019

10/31

木



豪商のまち松阪



店舗改装を 応援します

店舗改装費
補助金制度

※新築・増築は対象外 補助額上限20万円

対象地域

松阪市内全域

対象業種

小売業・宿泊業
飲食サービス業
生活関連サービス業及び娯楽業

補助金について

- 補助金額：対象改装工事の
1/3 を補助します。

(上限額) 20万円

補助金について

- 景観計画区域重点地区は外装の改装
などに要する額の1/3を補助します。

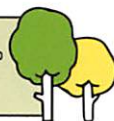
(上限額) 10万円まで上乗せ

- 松阪もめんの暖簾および松阪の木に
係る額の1/3を補助します。

(上限額) 5万円まで上乗せ

松阪の木に関しては事前に証明が必要。
完成時に使用箇所示す写真が必要。

※設備の取替と備品の購入は対象外です。

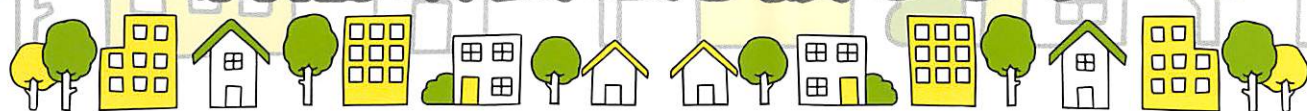


補助金に関するお問合せ

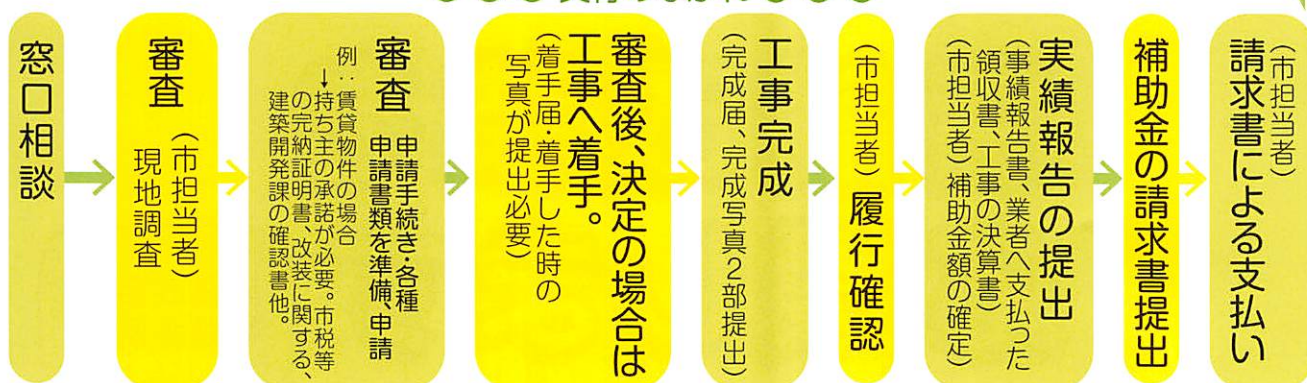
松阪市産業文化部 商工政策課 Tel. 0598-53-4361 Fax 0598-22-0003

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 / Email: syok.div@city.matsusaka.mie.jp

豪商のまち松阪 店舗改装を応援します



● ● ● 交付のながれ ● ● ●



● 交付対象者 (申請者) (下記の要件をすべて満たすもの)

- 市内に住民登録がある個人、又は市内に本店支店もしくは営業所を有する法人。
- 関係する法令等に違反していないこと。
- 市税などの滞納がないこと。

● 交付対象事業 (下記の要件をすべて満たすもの)

- 所有または、賃貸をして営業している店舗または、営業しようとする空き店舗等が市内にあること。
- 改修または改装が、市内に本店支店もしくは営業所を有する法人または市内に住所を有する個人の事業者により施工されること。(見積書、領収書が市内住所で発行可能な業者)
- 年度内に工事の完成、営業が行えること。
- 補助の対象となる工事費の総額が30万円以上となること。
- 他の補助金を併用して受けていないこと。

空き店舗情報に関するお問合せ

松阪商工会議所 振興課

Tel 0598-51-7811

補助金に関するお問合せ

松阪市役所 産業文化部商工政策課

Tel 0598-53-4361

Fax 0598-22-0003

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 Email:syok.div@city.matsusaka.mie.jp